　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２６条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成２９年９月１日

幌延町長　野々村　　　仁

記

１　協議の場を設けた区域の範囲

　①問寒別地区（上問寒、中問寒、問寒別、雄興）

　②幌延東地区（開進、上幌延、北進）

　③幌延西地区（幌延、下沼）

２　協議の結果を取りまとめた年月日

　　平成２９年８月３１日

３　当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

* 経営体数

　　①問寒別地区（法人　２経営体、個人　３２経営体）

　　②幌延東地区（法人　０経営体、個人　１５経営体）

　　③幌延西地区（法人　１経営体、個人　２６経営体）

４　３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

　　（共通）

担い手はいるが十分ではない。

５　農地中間管理機構の活用方針

（共通）

①地域の農地については、農業委員会のあっせんその他の方法により認定農業者又は認定新規就農者等の担い手へ利用権を設定し集積する。

②農業経営を中止又は経営規模を縮小しようとする者が希望する場合、農地中間管理機構に貸し付ける。

６　地域農業の将来のあり方

　　（共通）

持続可能で力強い酪農経営を実現させるため

①飼料基盤整備により土地生産性の向上を図り、持続的な農業生産活動を実施していく。

②高齢化の進展に伴う経営転換や経営規模の縮小を図る農家から、地域の中心となる経営体へ農用地を利用集積し、耕作放棄地の発生を防止する。

③労働力不足や過重労働の解消を図るため、農作業の外部委託化を推進し、既存農家の経営を持続させる。

④新規就農者に対する受け入れ体制を関係機関と連携を図りながら整備し、新規就農を促進する。